

**デジタルライフサポート<デジタル機器 故障・盗難総合サポート>
通信端末修理費用保険特典規約**

1. 概要

株式会社 HUMAN LIFE が提供するサービス「デジタルライフサポート<デジタル機器 故障・盗難総合サポート>」（以下「本サービス」といいます。）に付随関連して、被保険者が所有し、使用する無線通信機能を内蔵したスマートフォン、タブレット端末、ノートパソコン（タブレット PC を含みます。）、モバイルゲーム機、スマートウォッチ、AirPods 各種（以下「対象端末」といいます。）の破損・水濡れ等により会員に生じた損害に関して、引受保険会社をさくら損害保険株式会社（以下「引受保険会社」といいます。）、保険契約者を株式会社ネオグリフ、被保険者を会員（会員が個人に限り、生計を同一にする同居の親族（2 親等以内）及び別居の未婚の子を含みます。）とする通信端末修理費用保険契約に基づき、引受保険会社から保険金額を上限とする保険金が支払われる特典をいいます。

2. 対象端末（保険の対象）

（1） 本サービスに付随した無線通信機器のうち、以下の表の種別、かつ、以下の条件を満たすものを対象端末とします。

- ① 本サービス利用契約開始日を起算日としてメーカー発売日から 5 年以内の製品であるか、又は、メーカー発売日から 5 年以上経過した製品であっても、本サービス利用契約開始日を起算日として 1 年前より後に購入されたことが証明できる端末。
- ② 本サービス利用契約時に、画面割れ、ケース割れ、水濡れ等がなく、正常に動作している端末。
- ③ 会員の所有する端末。
- ④ 日本国内で発売されたメーカーの正規品である端末。
- ⑤ 日本国内で修理可能なもの、かつ、日本国内で購入可能な端末。

（2） 対象端末は、以下の表に記載される種別に限られます。なお、引受保険会社は、保険の対象（対象端末）を事故が発生した時に登録し、以降は登録端末が保険の対象端末となります。機種変更等により対象端末に変更がある場合は、登録端末機器変更届出書の提出が必要になります。

（3） 以下のものは、対象端末から除かれます。

- ① 2.（1）①の対象期間経過後の端末。
- ② 対象端末の付属品・消耗品（AC アダプタ・ケーブル・マウス・キーボード・バッテリー・外部記録媒体等）。
- ③ 対象端末内のソフトウェア。
- ④ レンタル・リースなどの貸借の目的となっている端末。
- ⑤ 過去に当該対象端末のメーカー修理（メーカーが指定する正規の修理拠点で修理され

たもの）以外で、加工・改造・過度な装飾がされたと弊社が判断した端末。

- ⑥ 第三者の紛失、盗難の被害対象品（違法な拾得物等）である端末。
- ⑦ 日本国外のみで販売されている端末。
- ⑧ 本サービス以外の保険、又は保証サービス（延長保証サービス等を含みます。）等を用いて修理費用のすべてが填補されたか又は交換が可能な端末。
- ⑨ 業務に利用されている端末機器

対象端末の種別	
スマートフォン	タブレット端末
ノートパソコン（タブレット PC を含む）	モバイルゲーム機
スマートウォッチ	AirPods 各種

3. 補償期間

会員は、本サービスの利用契約開始日より本サービス契約期間中、通信端末修理費用保険を利用できるものとします。

4. 保険金額

引受保険会社は、会員に以下、5. 記載に応じて、対象端末に損害（修理費用・交換費用をいいます。）が生じた場合に、1 会員あたり 1 年（起算日は、本サービスの利用契約開始日とします。）につき下記記載の金額（非課税）を上限として、会員が被った実損金額を通信端末修理費用保険金としてお支払いします。但し、除外事項に該当する場合、保険金はお支払しないものとします。

5. 補償の範囲（保険金が支払われる場合と支払われない場合）

対象端末	保険金額（※1）	免責金額	ご利用上限回数
スマートフォン	修理可能： 最大5万円（※2） 修理不能： 最大2万5千円 （※3）	免責金額： 3千円（※4）	保険金の支払回数： 年1回まで（※5）
タブレット端末			
ノートパソコン （タブレット PC 含む）			
モバイルゲーム機			
スマートウォッチ			
AirPods 各種			

※1 修理可能とは、対象端末をメーカー等で修理をした状況を指します。また、修理不能とは、対象端末のメーカー等での修理が不能な状況を指します。

※2 対象端末のメーカー保証内の故障の場合は、有償修理に要した実費に対して、最大金額を上限として保険金（非課税）をお支払いします。なお、修理により同等品を本体交換

した場合も修理可能扱いとなります。

- ※3 会員が修理不能となった当該端末の購入時御価格の 50%の金額に対して、最大金額を上限として保険金（非課税）をお支払いします。ただし、購入証明書（購入時の価格が記載されている書類）の提出ができず、同等機器を再購入された場合は、再購入価格の 50%の金額に対して、最大金額を上限として保険金（非課税）をお支払いします。
- ※4 保険の対象に生じた損害の額が 1 回の事故につき、免責金額（3 千円）を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ、損害保険金を支払います。ただし、1 回の事故によって生じた損害の額が、保険金額に相当する額以上となった場合は、保険金の支払額を算出するにあたって、免責金額を適用しません。
- ※5 一会員に対して支払われる保険金（不課税）の上限額は、1 年間（起算日は本サービスの利用契約開始日）につき 5 万円です。本サービスの利用契約開始日より 1 年間の間に、1 端末を上限とし、支払回数は同一端末であるか、異なる端末であるかを問わず、総計 1 回とします。なお同一事故による求償は 1 度きりとします。なお、下記の除外事項に該当する場合は保険金の支払いを受けることができません。

【提出必要書類】

区分	提出必要書類
「修理可能」 の場合	① 引受保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書 ② 修理領収書、修理に関するメーカー・店舗等のレポート等故障を証明できるもの ③ 損害状況・損害品の写真 ④ メーカーの発行する保証書（メーカーの発行する保証書がない場合は、購入日の確認できる領収書や帳票などの証憑）
「修理不能」 の場合	① 引受保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書 ② 修理に関するメーカーの発行するレポート等の対象端末が修理不能であることを証明できるもの ③ 修理不能となった対象端末の購入時の金額が確認できる領収証や帳票 ④ 損害状況・損害品の写真 ⑤ 盗難届受理証明（盗難の場合のみ）

【保険金が支払われない場合】

「お支払要件」をすべて満たす場合でも、以下のいずれかに当たる場合には、保険金支払の対象外とします。

- (1) 会員の故意、重大な過失、法令違反に起因する場合
- (2) 会員と同居する者、会員の親族、会員の法定代理人、会員の役員・使用人の故意、重

大な過失、法令違反に起因する場合

- (3) 地震若しくは噴火又はこれらによる津波による損害
- (4) 洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災による損害
- (5) 台風・旋風・暴風等の風災による損害
- (6) 引受保険会社が指定した提出必要書類の提出がない場合
- (7) 会員が本サービスの適用資格を有していないときに発生した場合
- (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動に起因する場合（群集又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。）
- (9) 公的機関による差押え、没収等に起因する場合
- (10) 原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合
- (11) 利用契約開始日前に会員に生じた、お支払要件に定める被害
- (12) 利用契約が終了した日の翌日以降に会員に生じた、お支払要件に定める被害
- (13) 対象端末が、日本国内で販売されたメーカー純正の製品以外の場合（携帯電話通信会社で販売した製品又は日本法人を設立しているメーカーの純正製品は除く）
- (14) 対象端末を家族・知人・オークション等から購入・譲受した場合
- (15) 対象端末が、被保険者以外の者が購入した端末であった場合
- (16) 対象端末が、被保険者以外の者が使用する端末であった場合
- (17) 付属品・バッテリー等の消耗品、又はソフトウェア・周辺機器等の、故障、破損、又は交換の場合
- (18) ご購入から1年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合（初期不良を含む）
- (19) 対象端末のメーカー又は販売店が、自らの決定又は行政庁の命令に基づいて、瑕疵の存在する（瑕疵の存在が推定される場合を含む）製品を対象として回収又は修理を行った場合における、回収の原因又は修理の対象となる事由
- (20) すり傷、汚れ、しみ、腐敗、腐食、焦げ等、対象端末の本体機能に直接関係のない外形上の損傷
- (21) 対象端末を、加工又は改造した場合
- (22) 対象端末の修理、清掃等の作業中における作業上の過失又は技術の拙劣による場合
- (23) 対象端末にかかった、修理費用以外の費用に関する請求（見積り取得に関する費用・送料など）
- (24) 詐欺、横領によって生じた損害
- (25) 自然の消耗、劣化、縮み、変色又は変質による損害
- (26) 修理中に航空運賃が含まれている場合は、航空輸送によって増加した費用による損害
- (27) 日本国外で発生した事故による損害
- (28) 紛失によって生じた損害

(29) 中古製品として購入された対象端末の自然故障（取扱説明書、添付ラベル等の注意書に沿った使用下で発生した電氣的・機械的事故）

附則

2025 年 11 月 4 日制定

別紙1 本サービスの詳細

■本サービスの利用料金

月額 金 600 円（税込 660 円）

※契約初月は無料とし、2 カ月目以降より請求します。

※キャンペーン等を行った場合、本サービス申込時に適用されるキャンペーン内容については、別紙3「キャンペーン」に表記された内容が適用されます。

■利用料金の支払

本サービスの月額利用料金の支払は、ZEUS WiFi スマートプランサービス契約の利用料金と合算で請求されるものとし、支払方法は ZEUS WiFi スマートプランサービス契約に準じるものとします。

また、本サービスは ZEUS WiFi スマートプランサービス解約後も継続してご契約頂けます。支払方法は、ZEUS WiFi スマートプランサービス解約後も ZEUS WiFi スマートプランサービス申し込み時に登録した支払方法でお支払い頂きます。

■通信端末修理費用保険特典の利用方法

本サービスの、利用方法は以下の通りとなります。

- ① ZEUS WiFi スマートプランマイページ (<https://zeus-wifi.jp/mypage/smart>) から保険金請求フォーム（さくら損害保険株式会社の申請フォーム）へアクセスください。
- ② 必要事項のご入力、提出必要書類のアップロードを行ってください。

■保険金請求に関するお問い合わせ先

さくら損害保険株式会社

保険金請求窓口：0120-982-267

受付時間：10:00～19:00／年末年始は除く

「デジタルライフサポート<デジタル機器 故障・盗難総合サポート>」を利用したいとお申し付けください。

■本サービスの解約方法

ZEUS WiFi スマートプランマイページ (<https://zeus-wifi.jp/mypage/smart>) から解約頂けます。解約手続きの締め切りは、締結している ZEUS WiFi スマートプランサービス契約に準じるものとします。

なお、本サービスは ZEUS WiFi スマートプランサービス解約後も継続してご契約頂けます。ZEUS WiFi スマートプランサービスを解約頂いても、本サービスを解約頂かない場合は、本サービスのみ継続となりますのでご注意ください。

別紙2 付随サービス規約① 修理に関するコンシェルジュサービス規約

1. 概要

弊社が提供するサービス「デジタルライフサポート<デジタル機器 故障・盗難総合サポート>」に付随関連して、株式会社ネオグリフが提供する修理に関するコンシェルジュサービスをご利用いただけます。

2. 修理に関するコンシェルジュサービスの内容

- ① 会員の端末が破損した際にお近くの修理店をご紹介
- ② 修理にかかる費用のお見積りを提示

3. 修理に関するコンシェルジュサービスの利用方法

修理に関するコンシェルジュサービスの利用方法は以下の通りです。

- ① 利用の連絡を下記の専用窓口（以下「専用窓口」といいます。）へ、会員本人から直接電話によりご連絡ください。
- ② 専用窓口は会員からの連絡を受けた際に、会員の本サービスの加入状況等の照会・確認をします。

専用窓口 Tel：03-6912-9522

受付時間 電話受付 11時～18時(平日のみ。なお年末年始(12月31日～1月3日)は受付しておりません)

別紙3 キャンペーン

1. キャンペーン名称

「デジタルライフサポートスタートキャンペーン」

2. キャンペーン期間

2025 年 11 月 4 日～終了日未定※1

3. キャンペーン内容

課金開始月を1カ月目として2カ月目までの月額基本料無料と致します。

4. キャンペーン対象条件

キャンペーン期間中に初めて「デジタルライフサポート」にご契約いただいたお客様が対象となります。※2

注意事項

※1：本キャンペーンは、予告なく終了又は変更する場合があります。

※2：デジタルライフサポート<デジタル機器 故障・盗難総合サポート>、デジタルライフサポート<デジタル機器 故障・盗難総合サポート>/プレミアムを過去にご契約されたお客様につきましては当キャンペーンの適用対象外となります。